

利根町男女共同参画推進条例（案）のパブリックコメント実施について

利根町では、平成 27 年に『利根町男女共同参画推進プラン』を、令和 2 年に『第 2 次利根町男女共同参画推進プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきましたが、より総合的かつ計画的に推進を行うものとして、『第 2 次男女共同参画推進プラン』に基づき、『利根町男女共同参画推進条例』の制定を計画しています。つきましては、現在『利根町男女共同参画推進条例』の制定に当たり『利根町男女共同参画推進条例（案）』を公表し、町民の皆さまからのご意見をお伺いするパブリックコメントを実施しています。詳細は次のとおりです。

閲覧および意見募集期間	9月11日（金）～10月9日（金） * 冊子閲覧日および時間は、閲覧期間内の各施設の開庁時間内となります。 * 意見書の提出期限は、10月9日（金）午後5時15分必着です。
閲覧場所	データ閲覧：利根町公式ホームページ【http://www.town.tone.ibaraki.jp/】 冊子閲覧：利根町役場（1階情報公開コーナー）、利根町生涯学習センター、利根町図書館
意見書を提出できる方	・町内に住所を有する方 ・町内に勤務または在学する方 ・町内に事業所などを有する方
意見書の提出方法	意見の提出にあたっては、町公式ホームページまたは閲覧場所に備え付けの『利根町男女共同参画推進条例（案）』に対する意見書または任意様式（住所・氏名・電話番号を必ず明記）を、次のいずれかの方法により提出してください。
窓口への持参	利根町役場3階 企画課 企画調整係
郵送	〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1 利根町役場 企画課 企画調整係
ファックス	0297-68-7990
電子メール	kikaku@town.tone.lg.jp
【留意事項】	・提出していただいた意見書の内容と、これに対する町の考えを、後日、町公式ホームページ上で公表します。（氏名などの個人情報は公開しません） ・同様の意見は、整理したうえで一つの意見とする場合があります。 ・提出していただいた意見書に対して、個別回答はいたしません。 ・電話や窓口における口頭での意見は受け付けられません。また、期限を過ぎた意見書の受け付けはできませんので注意してください。

パブリックコメント実施で、改めて男女共同参画について知っていただく機会になるかと思っておりますので、ぜひ町公式ホームページや閲覧可能場所まで目を通していただければと思います。

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211（内線337）

消費生活相談だより

物干し竿の移動販売（さおだけ屋）に関する相談は以前からありましたが、今もまだ多く寄せられています。高齢者や女性にとって、古くなった物干し竿や物干し台の交換は簡単ではなく、持ち運びもしにくいいため、自宅前で購入できる移動販売は便利な存在ですが、その一方で、販売価格を明確に伝えられないまま、作業後に高額な請求をするような悪質な業者も多く見られますので、購入の際は十分に注意しましょう。

事例

物干し竿が古くなったため、車で近所を回っていたさおだけ屋を呼び止めた。値段を尋ねたところ、「ニーキュッパ」だということで、1本 2,980円だと思い、2本注文した。

業者は物干し竿の長さを測って切った後、59,600円を請求してきた。驚いて再度値段を確認してみたところ、1本 29,800円とのことだった。

竿を切ってしまった後だったので、やむを得ず支払ったが、あらかじめその値段だと分かっていたら買わなかった。（60代女性）

アドバイス！

- ◆購入前に「1本〇〇円」という明確な販売価格を確認しましょう。
- ◆領収書が渡されない、連絡がつかないなど、返金交渉が困難なケースもあります。納得できないときは、その場でお金を支払わないようにしましょう。
- ◆無理やり支払いを求められた場合は、周囲の人や警察に助けを求めましょう。車のナンバーを記録しておくのも良いでしょう。
- ◆契約の取り消しが可能な場合もあります。お困りの際はご相談ください。

おかしいと思われたらご相談ください。

- 相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）  
☎68-2211（内線442）  
お電話や匿名でも消費生活相談員がご相談をお受けしています。
- 問い合わせ先 ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）  
☎029-225-6445  
③土曜日は、188（いやや！）の消費者ホットラインで国民生活センターへ。  
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより 経営革新セミナー開催のお知らせ

商工会では、経営革新セミナー（集団・個別支援）を右記の日程で予定しています。新型コロナウイルスの影響で、多くの中小企業・小規模事業者はかつてない打撃を受けました。今後、売上は戻るのか？過去の事例から、アフターコロナに向けて、新たな取り組みの方向性を考えましょう。経営革新計画承認制度は、新商品の開発や、新分野の進出など、新たな取り組みによる経営基盤の強化を図る中小企業者を支援する制度です。経営の向上を目指す3～5年の中期計画を作成し、茨城県による計画の承認を受けると、資金調達など各種支援が受けられます。この機会にチャレンジしてみませんか？

日 程	【集団】10月9日（金） 【個別】10月13日（火）、20日（火）、27日（火）、11月6日（金）、10日（火）、17日（火）、27日（金）、12月1日（火）、11日（金）、15日（火）、25日（金）、令和3年1月7日（木）、14日（木）
会 場	龍ヶ崎市商工会
講 師	初鹿野 浩明 氏
参加費	1,000円（集団のみ）

※申し込みが必要となりますので、参加をお考えの方は、利根町商工会までお問い合わせください。

税制改正に関する講習会

- 令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。そこで適用要件に関する説明会を開催しますのでぜひご参加ください。

日 時	10月6日（火）午後2時30分～4時30分
会 場	利根町商工会
講 師	佐原 智一 税理士

問い合わせ先 利根町商工会 利根町布川2947 ☎68-7417

令和2年度利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

利根町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、基本30万円（最大50万円）助成しています。住宅取得に伴う登記の日から1年以内に申請が必要となります。

今年度の申請締め切り 令和2年11月2日（月）必着

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、「広報とね5月号」または町公式ホームページをご覧ください。



▲町公式ホームページ



▲広報とね5月号



問い合わせ先  
役場企画課 まちづくり推進係  
☎68-2211（内線332）  
✉machisui@town.tone.lg.jp